

令和7年第3回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和7年3月26日（水曜日）午前9時30分

2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室

3. 出席委員

教育長	石塚 康英
教育委員（教育長職務代理者）	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
教育委員	戸部 明彦

4. 欠席委員 なし

5. 委員以外の出席者

教育部長	井橋 貞夫
教育参事	鈴木 邦弘
教育次長兼教育総務課長	斉藤 理昭
教育次長兼学務課長	直井 徹
保健給食課長	大野 篤彦
指導課長	丸山 信彦
生涯学習課長	塚本 豊康
子ども青少年課長	長塚 逸人
スポーツ振興課長	大隅 正勝
図書館課長	樋口 康代
文化芸術課長	飯山貴与子
教育総合支援センター課長補佐	唐口 薫

6. 書 記

教育総務課 課長補佐	蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 係長	中村 翔

7. 議 題

議案第 6 号	取手市教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開）
議案第 7 号	取手市教育委員会への派遣職員について（非公開）
協議 1	取手市教育振興基本計画（案）のパブリックコメントに対する回答及び計画案の修正について（非公開）
議案第 8 号	取手市教育振興基本計画について
議案第 9 号	取手市特別支援教育推進グループ設置要綱の制定について
議案第 10 号	取手市立小中学校適正配置計画策定委員会設置要綱等の一部を改正する要綱について
議案第 11 号	取手市教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱について

- | | |
|----------|--|
| 議案第 12 号 | 取手市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱について |
| 議案第 13 号 | 取手市学校歯科医の委嘱について |
| 議案第 14 号 | 取手市学校薬剤師の委嘱について |
| 議案第 15 号 | 取手市立公民館長の任命について |
| 承認第 6 号 | 令和 7 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について) |
| 承認第 7 号 | 令和 7 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(令和 6 年度取手市一般会計補正予算(第 10 号)の同意について) |
| 承認第 8 号 | 令和 7 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(令和 6 年度取手市一般会計補正予算(第 11 号)の同意について) |
| 承認第 9 号 | 令和 7 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(令和 6 年度取手市一般会計補正予算(第 12 号)の同意について) |
| 承認第 10 号 | 令和 7 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(令和 7 年度取手市一般会計補正予算(第 1 号)の同意について) |
| 報告 6 | 令和 6 年度第 3 回取手市部活動地域移行推進協議会報告について |
| 報告 7 | 寄附の受け入れについて |
| 報告 8 | 寄附の受け入れについて |
| 報告 9 | 寄附の受け入れについて |
| 報告 10 | いじめ防止策の取組状況に関する報告について |
| 請願第 1 号 | 不登校児童支援のためのメタバース活用に関する請願 |

8. その他

- (1) 令和 7 年第 1 回取手市議会定例会について
- (2) 4 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前 9 時 33 分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は 5 名で定足数に達しております。令和 7 年第 3 回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確

定した後に消去いたします。

それでは、初めに教育長報告をさせていただきます。まず1番です。2月27日に開会いたしました取手市議会定例会におきまして、市長から戸部明彦教育委員の再任を求める議案が提出され、議員全員の賛成により4月1日からの再任が同意されました。引き続き大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

2番です。市内の中学校3校におきまして「未来の先生」ラボが開催され、希望生徒57名が参加をしました。教員不足という課題も見られる中ですね、未来の教員確保という視点で対策を講じるべく、キャリア教育の一環として、中学生向けの講座を開催したものです。指導主事が講師になって、教師の魅力、あるいは必要な資質について、生徒とのディスカッションを交えながら説明をしました。生徒からは、魅力ある職業だなと感じましたとか、保健の先生の話も聞いてみたいなどの感想もありましたので、来年度以降も実施の方向で内容についてはまた検討していきたいなと考えているところです。

3番目です。各学校におきまして、第4回から第6回の学校運営協議会が開催されました。各校とも学校評価について校長・教頭の説明をしまして、次年度、学校グランドデザインの作成についての熟議を行ったところです。また学校によりましては、今後の地域との連携活動についての意見を出し合ったところもあったようです。詳しくは2ページのほうに一覧表になっていますけれども、こういった内容で行われたところです。

続きまして4番です。2月1日から3月9日の期間、公民館まつりが開催されました。作品展示やダンスや歌などのパフォーマンス発表などがありまして、1年間を通じて取り組んできた文化芸能活動の成果が披露されたところです。また、子どもたちの作品も展示されまして、地域交流が深まるイベントとなりました。私も全て参加させていただきまして、取組の様子を拝見してきたところでございます。

4ページ目です。5番、図書館ボランティアの説明会を取手・ふじしろ両図書館のほうで開催をいたしました。両館を合わせて30名ほどの皆様に参加いただきまして、図書館職員や、現在活動中のボランティアの方から説明をさせていただき、耳を傾けていただいたところです。また4カ月児童健康診断の場所でも、やはりブックスタートボランティアの説明会を行ったところでございます。

6番目です。公立小中学校で実施の「心からみんなにすすめたい1冊の本推進事業」で、小中学生が作成した本のポップ、説明する小さなカードなんですけれども、本のポップを各校代表20点、これを取手図書館、それから戸頭公民館図書室、そしてふじしろ図書館のほうで、本と一緒にポップ展示をさせていただきました。やはり子どもたちが魅力あふれるポップをつくってくれたので、その紹介された本が瞬く間に貸し出されていったという報告を受けているところです。なお、この代表の子どもたちには、貸出し上限冊数の3倍の本が借りられるというゴールド図書カードというものが配布されたということでございました。

7番です。3月1日、とりで・こどもの本の会と図書館共催の「もうすぐ春だよ！おはなし会」を開催し、47名の方の御参加をいただきまして、わらべうた、絵本の読み聞かせ、あるいは折り紙工作等を楽しんだという取組がございました。

続きまして5ページ、8番です。2月20日、ウェルネスプラザにおきまして、東

京藝大の学生の弦楽四重奏による、妊産婦向けのコンサートを開催いたしました。29組69人の方にお越しをいただきまして、アンケートの評価としましては、とても素晴らしい演奏でしたとか、あるいは弦楽四重奏というのは初めて生で聞いて感動しましたという、そういった評価をいただいたところでございます。

2月23日に市民会館大ホールにおきまして、日野皓正さんたちによります取手ジャズフェスティバル2024が開催されました。もともと11月9日開催予定であったものが延期されての開催だったんですけれども、大変盛り上がるライブ演奏会が開催されたところでございます。

10番です。3月13日、市民会館にヤマハ・コンサートクランドピアノの最上位機種が納品されました。これは現在使っているピアノは、購入から33年が経過しまして、大ホールで使うにはちょっと力不足になっているという御評価をいただいたものですから、その代替としてこのピアノを購入し、設置したところです。これまで使っていたピアノも、まだまだ大ホールでなければ活用できますので、このピアノにつきましては、藤代公民館の講堂のほうに移設しまして、第2の人生を歩むことになったところでございます。

最後、6ページのほうになります。11番です。東京藝大の卒業・修了作品展に出品された作品の中から、藝大のほうから推薦をいただいた優秀作品11点の中から2点をさらに選びまして、取手市長賞を授与いたしました。今回は、日本画と工芸の作品でございまして、1点目が日本画の「忘れないように」、中原玲奈さんが書かれた、これはガジュマルの木に覆われた建物、これではよく見えないんですけれども、以前から住んでいた町にあった建物がガジュマルの木の根っこに覆われていくというような、そういう作品で、私も見に行ったんですが、非常に力強い作品でございました。それから2点目の工芸なんですけど「幸せになりたい」という、金属ですね、銅版なんだろうかね、これ叩いて、シーラカンスなんですけれども、つくり上げたものです。彼は実は子どもの頃から折り紙が大好きで、折り紙が好きだった中から、たまたま藝大に入ったんですけど、この作品も金属の板を丁寧に折り曲げてブロックをつくっていくという、非常に緻密で時間がかかる作品でございました。これらの作品につきましては、4月25日からアートギャラリーのほうにおきまして、作品展として開催、市民のほうにお披露目もすると、そういう予定になっています。

また、藝大のほうでは12番になりますけれども、音楽分野のほうでも市長賞をお渡ししていますけれども、今回は実技選考の卒業・修了予定者の中から、優秀な成績を収められました2名に、こちらの市長賞のほうを授与させていただきました。オペラ専攻ソプラノの北見エリナさん、それから器楽専攻、ピアノ研究分野の小嶋早恵さんに渡されました。この2人につきましては、記念演奏会を12月に市民会館のほうで開催する予定となっております。

以上、私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にもまずお知らせをいたします。この後議題となります議案第6号、議案第7号につきましては、教育委員会事務局職員及び派遣指導主事の人事に関する案件です。また、協議1につきましては、教育振興基本計画に対して寄せられた意見の中に、個人情報に該当する内容が含まれておりますので、議事を非公開とする発議をさせていただきたいと思っております。

お諮りいたします。議案第6号、議案第7号及び協議1の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。それでは御異議ありませんので議案第6号、7号及び協議1の議案は非公開とさせていただきます。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（石塚康英）

議案第6号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたします。

資料につきましては、本日の追加配付資料を御確認いただきたいと思います。

説明を求めます。斉藤教育次長兼総務課長。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第7号、取手市教育委員会への派遣職員についてを議題といたします。

資料につきましては、追加資料を御確認ください。

本件について説明を求めます。斉藤教育次長兼村教育総務課長。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

続きまして協議1、取手市教育振興基本計画（案）のパブリックコメントに対する回答及び計画案の修正についてを議題といたします。

同じく、追加配付資料を御確認ください。

取手市教育振興基本計画（案）に対して寄せられた御意見と、それに対する教育委員会からの回答と計画案の修正について、委員の皆様で御協議をお願いしたいと思います。

では、初めに資料について説明を求めます。斉藤教育次長兼教育総務課長。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（石塚康英）

それでは、非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除します。

〔会議室開鎖〕

○教育長（石塚康英）

それでは進めてまいります。続きまして議案第8号、取手市教育振興基本計画についてを議題とします。

本件について説明を求めます。斉藤教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

それでは、議案第8号、取手市教育振興基本計画について、提案理由を御説明いたします。現行の取手市教育振興基本計画の計画期間が令和6年度で終了するた

め、新たに令和7年度から令和10年度までを計画期間とする、取手市教育振興基本計画を教育基本法第17条第2項に基づき策定するものでございます。

本計画案につきましては、昨年12月と、先ほども教育委員の皆様にご説明し、御協議いただきましたので、内容の詳細な説明については省略をさせていただきます。今回の教育振興基本計画の策定に当たりまして、初めて児童生徒の意見を聴取したほか、教育委員の皆様から貴重な御意見をいただきました。また、パブリックコメントを通じまして、市民の皆様からいただいた御意見についても参考となることが多く、計画案に適宜反映をさせていただきました。

本計画について、教育委員会の御承認をいただきましたら、計画書を市ホームページ、公共施設等で広く公表することを予定してございます。また、計画期間のスタートとなります4月からは、本計画に基づいて教育行政を計画的に進めてまいります。議案の説明は以上となります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

では、本件に対する説明が終わりました。

質疑、御意見がありましたら、よろしくお願いします。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

私、昨年より教育委員として教育委員会定例会にも参加させていただいております。その中で今回、基本計画を初めて策定する場にいるわけなんですけど、一般の方が見た場合で非常にいいなと、感想で申し訳ないなんですけど、思ったのが53ページ以降のところですね。計画の推進、特に用語解説、この辺がきちんと載せられているということが、やはり教育に携わっていらっしゃる一般の市民の方にも非常に分かりやすい構成になっているなと思いますので、そういう工夫が見られているなというのが私の感想です。以上です。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。

石隈委員お願いします。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。取手市教育振興基本計画というのが、今回、児童生徒のパブリックコメントもとって生かしたというのは、とても画期的なことで重要なことだと思います。そこで、今回こういう基本計画ができたということの、今の委員のお話の続きでもあるんですけど、概要版というか分かりやすいもの、これホームページに載りますよね。同時に、概要版で児童生徒が読んでも分かるようなのができて、さらに、こういう教育というのは子どもたちが主人公と一緒にやっていくんだよということが具体的にできれば、なおいいかなと思います。提案です。

○教育長（石塚康英）

答弁ありますか。斉藤次長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

御意見ありがとうございます。確かに、この計画というと、内容もかなり深く入り込んでおりますので、今、委員がおっしゃいました一目で分かるような概要版というのにも必要なかなと感じておりますので、その辺ちょっと研究していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

この4月から取手市こども計画というのが出るんですね。それで、その計画はやさしい版というのがありまして、概要じゃなくて、やさしい版というのがある、概要にルビが振ってあって、子どもでもこども計画が読めるようにというのがありまして、今、研究というお話ありましたけども、そういったルビ振りなんかもあるといいのかもしれないと、今、御意見いただきながら。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。こども家庭庁のホームページも、子ども向けにすごくわかりやすい表示です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

今言おうとしたことを教育長に言われてしまいました。

〔笑い声〕

○教育委員（櫻井由子）

今回、本当にメインというか目玉というか、特筆すべきとしてはこどもの意見の聴取、これ実際の子どもたちの意見がこれに反映されているんだよということ。そこは大事にしていきたいなと思います。本当に、自分たちの実際の学級なんかでもそうですけれど、アンケートをとった以上、自分たちの意見がどういうふうに反映されているのかというのは、返すことはとても大事ですので、概要版もそうですけれども、もう概要版を本当に子ども向けにしてしまっただけ全然よろしいかと思えます。子どもたちに知らせるための概要版をつくるという考えで、それを読めば大人も大体分かるというような内容で、本当、子どもたち向けに返事というかレスポンスをするような形での概要版の作成を期待しています。よろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、これにて質疑、御意見を終結いたします。

それでは、これより議案第8号を採決いたします。

お諮りします。先ほどの協議内容の結果を反映した上で決定することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、御異議なしと認めます。よって、取手市教育振興基本計画につきましては、先ほどの協議内容の結果を反映して修正した上で決定をいたします。

それでは、続きまして議案第9号、取手市特別支援教育推進グループ設置要綱の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

よろしくお願いします。提案理由ですけれども、この市の中学校区を単位とした特別支援教育推進グループを編成及び設置して、学校間の連携協働体制を構築

することで、地域全体の特別支援教育を推進するというものでございます。これは本年度より茨城県全部の市町村で実施するものとなります。そのグループの中に、市外の特別支援学校のコーディネーターが参加となりますので、こういった設置要綱が必要になりまして、設置をさせていただくものになります。

資料としましては、3枚目ですね、目的、事業概要というところですが、1番の「中学校区グループの設置、リーダーの指名」ということで、本市は中学校が6校ありますが、その中学校区を三つのグループに分けまして、そこで特別支援教育に関する研修や共通理解を図りながら、特別支援教育を推進していくというところになります。この三つのグループに関しましては、その中のリーダーとかそういったものもすごく重要な存在となりますので、異動が完了してから、こちらで構築させていただきたいと思っております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。では、本件について質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。中学校区というのが本当に動きやすいので、こういうふうな特別支援充実のグループをつくるというのは、とてもいいことだと思います。2点、私のほうから提案というか意見なんですが、1点目は、要するにここで中学校区の学校間の横の連携ができるということで、特別支援学校は地域のセンター機能ありますので、大いに活用するということで賛成です。

では、これ縦の連携ということでいえば、保幼小の連携ですね、それから中高の連携。保幼小の連携は今、発達障害等の支援でも非常に大きな課題となっていて、今の幼稚園とか保育所、認定こども園とかは放課後デイサービスも含めて、かなり支援はよくなってきて、いわゆる厚労省と文科省、こども家庭庁なんかのワンストップサービスなんかも充実してきているんですけど、なかなかそれが小学校に引き継ぎにくいというところがあったり、就学相談の結果がうまく小学校に伝わりづらいというところもあるので、ぜひせっかくですので、これができたことを機会に、幼保小の連携で、その場合、市立の幼稚園だけでなく、私立や民間の認定こども園とかも含めてやっていけばいいなというのが1点と、それから中学校から高校というのもいろいろ選択肢があって、通信教育もあれば、特別支援学校もケースによってはあれば、あるいは高校によってはフレックススクールのような、障害、不登校の経験があっても学び直せるというところがありますので、そういうところも今後、進めていけたらいいなというのが1点目。

もう1点目が、この特別支援教育推進リーダーの方、すごく期待すると同時に、かなり忙しくなるだろうなというのは明らかなので、ぜひ専任を置くわけではないですね、現時点では。ということは、ほかの勤務を極力少なくして、今、特別支援教育コーディネーターは小中高、また障害者支援法によってほとんど100%配置されていると思うんですけど、要するに指名なので、特にそのほかの仕事を軽くする度合いというのは学校差が非常にあって、せっかく新しい企画なので、特別支援教育推進リーダーは、かなりほかの校務を減らして、ほかの学校を回る機会というものもあると思うんです。会議も増えると思うので、ぜひその方が力を発揮できるよう

にということで、最大限の配慮が必要だなということと、この方が市町村あるいは県、国の研修会に出る機会を格段に増やせるようにしていけるといいなというのが私の二つ目の意見です。

○教育長（石塚康英）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

貴重な御意見ありがとうございます。まず1点目につきましては、本市は公立幼稚園が1校ありまして、その1校も同じようなグループに入ることになっております。加えて、私立のほうも、ぜひともという幼稚園がありますので、ちょっとそういったところは、これから検討して広げていけるように行っていきたいというふうに今、考えているところです。

2点目ですけれども、このリーダーへの負担増というのがやはり考えられますので、まず指導課の指導主事のほうをしっかり支援していきたいというところと、やはり学校の理解というのを進められるようにしながら、全体の回数的には、これまでもコーディネーター研修ということで年間を通じてやってきた分がありますので、それと変わらない回数にした上で内容を充実させられるようにしていきたいというふうに考えております。いずれにせよ、このことで負担がかなり大きくなりえないような、そういった配慮はしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○教育委員（石隈利紀）

高校との連携のほうも。

○指導課長（丸山信彦）

高等学校との連携というところでいうと、まだなかなか進めていけないところがあります。いわゆる中学校での支援を引き継ぐということは、個々の生徒さんにおいて行っております。また、取手市で支援を引き継ぐための支援ファイルというのを取手市のほうでつくっておりますので、それを使って高校のほうに引継ぎというところまでですので、今後、どのような形で特別支援グループを発展させられるかというのは、これから勉強をさせていただくことになるかなと思います。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。石隈委員のほうからもお話がありましたが、私のほうからも、この第3条第2項、推進グループの構成員として、ぜひこれ入れていただきたいのが保育園、市内に保育園ございます。保育園のほうでも特別支援行っておりますので保育園。また、発達支援センター、今現在、市内に1カ所ありまして、社協のほうで管轄しております。そちらのほうにも取手市の発達支援センター、すごく手厚くやってくれているということで、市外からも人が来るような、そういう発達支援をしているセンターがあります。こういったところもぜひ入れていただきたいと思います。

こういった特別支援につきましては、教育委員会だけではなくて、ぜひ市長部局の福祉部のほうとの連携、これが大切かなと思います。実際、私も民生委員のほうで、おとしは伊奈の特別支援学校に研修に行っておりますし、次年度は、さらに

手厚く病児のほうも対応できているというつくばの特別支援学校に研修に行く予定であります。ですので、教育委員会だけで行うのではなく、福祉部との連携、それを視野に入れていただきたいと思います。またそれを、教育委員会と福祉部だけではなくて、今度できますこども政策課、そちらのほうと連携して、大きく連携、広い連携でやっていただきたいと思いますなと思っております。それも御検討いただければと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

今年度スタートするという形ですので、スタートした上でいろいろな課題や出てきたものを改善しながら、今いただいた福祉部、こども部との連携も含めて検討課題として進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

御説明ありがとうございます。今回は、特別支援教育推進体制充実事業ということで取り組むべきだと思いますけども、多分、取手市は昔から特別支援体制について非常に整った市町村の一つであります。多分、市で今でも取り組んでいる、例えば特別支援の相談体制整備事業ですかね、私が指導主事をやっていたときに文科省から指定を受けて、先ほどの幼稚園であるとか発達支援センターであるとか、高校であるとか、特別支援学校であるとか、そういう体制の整備事業を整えたというのがありますので、もう一度その辺をちょっと見直していただければありがたいなと思います。

ですので、今回につきましては、特別支援担当されている先生方の指導力であるとか、困っていることであるとか、そういうものを1人で悩まないで全体的にレベルアップをしながら、中学校区、ひいては取手市全体で取り組んでいきたいと思います趣旨かと思いますが、私、ぜひ利用してほしいなと思うのは、本来であればこういう体制ができれば、そのリーダーですか、リーダーを指名するに当たっては、やはりきちんとした人的確保があって、そして推進されるべきであろうかと思ってはいるんですけども、なかなかその辺が難しい状況かと思っていますので、先ほどの資料のところの市町村教育の役割の中に、取手市ですと市教研の特別支援研究部というのがございますので、そのあたりともうまく連携することによって、年6回程度と書いてあるんですけども、今までやってきた市教研の活動であるとか、それから指導部会における研修の中で会議を設けたとか、そういうものを考えながら、できるだけ先生方の負担、多分、自分の学級を見ているだけで精いっぱいだと思うんです。その先生が出張等ではなくなるということは、やっぱり子どもたちにとっても不安ですし、学校にとって非常に大変かと思っていますので、その辺をうまくサポートできるような体制で、会議の回数等についてもうまく調整していただければありがたいと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。さっき石隈委員がおっしゃった、高校生の部分っていうのは、本当にすばっと抜けちゃっているところがあるんですよね。成人、大人でもない、義務教育の子どもでもないというところで、特別支援だけじゃなくていろ

いゝな支援が3年間抜けがちなところだなという課題意識はとてゝも持てゝいて、多分、他の市町村も同様の課題意識を持てゝいると思てゝいますので、県のほうで、市町村教育長協議会なんかの場で、そてゝいった問題意識は提言していきたいと思てゝいます。

そゝのほかござてゝいますか。よろしいでしゝうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

そゝれでは、これにて質疑、御意見を終結しまてゝして議案第9号を採決いたしゝます。

お諮りしゝます。議案第9号は、原案のとおり決するこゝに御異議ありませんとしゝようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めゝます。よてゝて、議案第9号は原案のとおり決定いたしゝます。

次に議案第10号、取手市立小中学校適正配置計画策定委員会設置要綱等の一部を改正する要綱についてを議題といたしゝます。

本件について説明を求めゝます齊藤教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（齊藤理昭）

そゝれでは、議案第10号、取手市立小中学校適正配置計画策定委員会設置要綱等の一部を改正する要綱について、御説明申し上げゝます。令和7年度の取手市行政組織の改編によりまてゝして、新たにこども部が創設され、既存の福祉部と健康増進部が健康福祉部として統合され再編されゝます。これによりまてゝして、教育委員会の一部の附属機関の委員等の充てゝ職になてゝている部課長に變更が生じるため、対象となる機関の例規を本要綱により一括で改正するといゝうものでござてゝいます。

例規個別の説明は割愛させていただきますけゝども、主に「福祉部長」「健康増進部長」を「健康福祉部長」又は「こども部長」に置き換え、「子育て支援課長」を委員等の性質にんじて「保育課長」又は「こども相談課長」に置き換え、「こども政策室長」を「こども政策課長」に置き換てゝております。説明は以上です。

○教育長（石塚康英）

組織變更に伴う改正といゝうことですよゝね。御質問、御意見等ござてゝいますでしゝうか。よろしいでしゝうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

そゝれでは議案第9号を採決いたしゝます。

お諮りいたしゝます。議案第9号は、原案のとおり決するこゝに御異議ありませんとしゝようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めゝます。よてゝて、議案第9号は原案のとおり決定いたしゝます。もとい。大変失礼しまてゝした。

もう一度お諮りいたしゝます。これより、議案第10号を採決しゝます。

お諮りしゝます。議案第10号は、原案のとおり決するこゝに御異議ありませんとしゝようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり決定いたします。大変失礼しました。

次に、議案第 11 号、取手市教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。唐口教育総合支援センター課長補佐。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口 薫）

議案第 11 号、取手市教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱について、御説明いたします。提案理由といたしましては、幅広くいじめ等に関する相談及び支援や不登校等の相談及び援助指導を職務として行う会計年度任用職員として幅広く任用するため、本要綱の一部を改正するものです。

現在は、教育総合支援センターの適応指導教室で勤務する教育相談員の任用の要件を「教育に関し優れた知識及び経験を有する者」と要件を定めております。令和 5 年 3 月末に、文部科学省から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆる「COCOLO プラン」が出され、不登校支援のゴールが学校復帰だけではないことが明確になっております。子どもたちの学びの確保、地域等の居場所づくり等の支援や、家庭に支援が必要なケースというのも、こちらの適応指導教室に通室するお子さんに多くなっていることから、現在の教育相談員に、より幅広い専門職、例えば社会福祉士ですとか保健師等がこちらの任用に入ること、相互に理解を深めながら、子どもたちの学びの確保や家庭支援について取り組んでいけると考えております。

以上で説明を終わりにいたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

分かりました。それでは、これより議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 12 号、取手市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

説明を求めます。塚本生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

生涯学習課、塚本です。議案第 12 号、取手市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱についてでございます。御説明申し上げます。

令和 7 年度より、統括的地域学校協働活動推進員の職を設けるに当たりまして、本要綱の一部を改正するものになります。これまでは、地域学校協働活動推進員についてのみ規定しておりましたが、こちらを統括する統括的な支援員につきまして

も規定するように文言を加え、整理改正いたします。統括的な推進員につきましては、統括的、全市的な観点から地域学校協働活動の推進の業務を調整して、各学校の学校運営協議会の支援、また地域学校協働活動への支援を行うものになります。

まず、第1条の趣旨ですが、取手市地域学校協働活動推進員に統括的な地域学校協働活動推進員を加えるため、及び、取手市統括的地域学校協働活動推進員の文言を加えます。令和6年度までは、推進員は会計年度任用職員でありましたが、7年度からは有償ボランティアになりますので、「任用」を「委嘱」に変更いたしました。

続いて、第2条の設置及び定数ですが、第3項にて「教育委員会は、推進員の業務を統括する統括推進員を委嘱することができる。」を加えます。

続いて、3条ですが「任用」を「委嘱」に変えます。3条2項において「統括推進員は、学校運営協議会の運営に精通し、教育現場に係る見識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。」を加えます。

続いて第4条、職務ですが、第2項において「及び統括推進員と連携し、及び協力する。」を加えます。第4条の3項においては、統括的地域学校協働活動推進員の職務を加えます。「統括的推進員は、全市的な観点から推進員の業務を統括し、及び調整し、各学校の学校運営協議会及び地域学校協働活動の支援を行うものとする。」を加えます。

続いて、第5条の任期は、推進員に「又は統括的推進員」の文言を追加して整理したものになります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。推進員、各学校に配置されているわけですが、その推進員をさらに統括する、まとめ役の推進をと、そういう話になります。

御意見、御質問等ございましたらお願いします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。統括推進員、令和7年度から配置ということですが、現在考えているのは全市で1人という人数的なものをお伺いしたいと思います。

また、今まで会計年度任用職員という立場であった取手市地域学校協働活動推進員ですが、今度は有償ボランティアというような形に変更されるということですが、その変更理由をお知らせいただきたいと思います。

○教育長（石塚康英）

塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

御質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。人数につきましては、予算等も絡むところもございまして、統括的コミュニティ・スクールのコーディネーターにつきましては、4名予定しています。一応、5校ずつ担当を決めて統括的に指導していくような予算組みになってございます。

あと、有償ボランティアに変えた経緯につきましては、国の補助制度等もちょっと変わったところというのが一つと、あと今、会計年度でお勤めいただいている地域学校協働活動推進員の皆さんが、今は週1日の勤務で会計年度で働いているので

すが、もうちょっとフレキシブルに1時間とか2時間とか細かい単位で働きたいという要望も結構ございましたので、そういった要望に合わせて時給も変えてお願いするような形をとるということで、提案させていただいております。以上になります。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

はい。それでは、これより議案第12号を採決いたします。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決定いたします。

続きまして議案第13号、取手市学校歯科医の委嘱について及び議案第14号、取手市学校薬剤師の委嘱についてを委嘱議案ですので一括して議題といたします。

説明を求めます。大野保健給食課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

保健給食課、大野です。よろしくお願いいたします。議案第13号、取手市学校歯科医の委嘱について及び議案第14号、取手市学校薬剤師の委嘱についてを一括して御説明いたします。

まず、議案第13号、取手市学校歯科医の委嘱についてになります。資料の1ページ目を御覧ください。こちら、高井小学校の学校歯科医、堤浩一郎氏、山王小学校学校歯科医、上原 実氏、取手第一中学校学校歯科医、鈴木成之氏、この3名から令和7年3月31日をもって学校歯科医退任の申出がございました。これを受けまして、後任といたしまして、高井小学校に永野知一氏、山王小学校に櫻井雄介氏、取手第一中学校に久村 星氏、それぞれを新たに学校歯科医として委嘱するものになります。委嘱期間は、取手市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する要綱第3条第2項の規定に基づき、前任者の残任期間であります、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。なお、高井小学校学校歯科医の永野医師につきましては、永山中学校の学校歯科医との兼任となります。今回初めて学校歯科医を委嘱する新任の櫻井氏と久村氏の略歴につきましては、資料2ページから3ページに記載しております。そちらを御確認いただければと思います。

続きまして議案第14号、取手市学校薬剤師の委嘱について御説明いたします。こちら資料1ページ目を御覧ください。取手小学校の学校薬剤師、島田秀子薬剤師、戸頭中学校の学校薬剤師、永野智久薬剤師、こちら両名から令和7年3月31日をもって学校薬剤師退任の申出がございました。これを受けまして、後任として取手小学校に松本優太薬剤師、戸頭中学校に倉田恵美薬剤師、それぞれ新たに学校薬剤師として委嘱するものでございます。こちら学校歯科医同様、前任者の残任期間であります令和7年4月1日から令和9年3月31日までが委嘱期間となります。

なお、戸頭中学校の倉田薬剤師につきましては、取手第一中学校の学校薬剤師との兼任となります。今回初めて学校薬剤師を委嘱いたします、新任の松本薬剤師の略歴につきましては、資料2ページに記載しております。そちらを御確認いただければと思います。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。それでは質問、御意見等ございますか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。質問というか、2ページの新任学校歯科医の方の久村先生なんですけど、櫻井歯科の櫻井先生は歯科医師なんですけど、久村先生は医師となっているんですけど、医師の先生。

○保健給食課長（大野篤彦）

大変失礼いたしました。歯科医師で間違いございません。ちょっと資料のほうの記載のほうが誤りでした。すいません。訂正お願いいたします。

○教育長（石塚康英）

歯科医師ですね。ありがとうございます。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

これより、両議案の採決を順次行います。

初めに、お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りします。議案第14号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。御異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第15号、取手市立公民館長の任命についてを議題とします。

塚本生涯学習課長、説明を求めます。

○生涯学習課長（塚本豊康）

それでは説明申し上げます。議案第15号、取手市立公民館長の任命についてでございます。提案理由は、下段にありますように、社会教育法28条に基づき、取手市立公民館館長を教育委員会が任命するものでございます。次ページに、4館の館長の案がございます。地元の地区の市政協力員のほうから推薦を受けました民間の館長について任命をするものになります。4館以外の館長につきましては、職員又は再任用の職員が担当いたしますので、4月の定例会にて御報告させていただきます。

表の上から、武笠氏を六郷公民館の館長に再任、相馬公民館は石坂叡志氏が館長でございましたが、今年度をもちまして辞任の意思表示がございましたので、新任

の館長として本間早苗氏を任命するものでございます。3段目、江澤敦広氏を高須公民館に、4段目、大久保勉氏を久賀公民館の館長に再任するものでございます。次ページには、法令根拠が記載されてございます。社会教育法第27条に公民館の設置の義務及び28条には、館長は当該市町村の教育委員会が任命するという部分になります。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。質疑、御意見がありましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

はい。それでは、お諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

勉強会から2時間たつんですが、大丈夫ですか。

休憩とりますか。行っちゃいますか。

では5分ほど、1度休憩をとりたいと思います。それでは、この後、55分から再開いたします。

午前10時49分休憩

午前10時58分再開

○教育長（石塚康英）

それでは休憩を解いて、再び議事のほうに戻りたいと思います。

櫻井委員が途中から退席ということになりますけれども、定足数に達しておりますので、このまま議事を進めたいと思います。よろしくお願いします。

それでは続きまして承認第6号、令和7年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

説明を求めます齊藤教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（齊藤理昭）

それでは、承認第6号について御説明いたします。令和7年第1回取手市議会に市長が提出しました、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、市長から教育委員会の意見を求められましたので、異議がない旨を回答したことを報告し、承認を求めるものです。

条例案の内容につきましては、学校医、学校歯科医及び学校産業医の報酬について、職務の内容及び責任の程度に応じた額に増額するため条例改正するものです。5ページの新旧対照表をお開きください。改正の内容としまして、学校医、学校歯科医及び学校産業医の報酬日額を2万1,000円から2万5,000円に増額いたします。年額については変更ございません。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。

質疑、御意見はありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。承認第6号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御異議なしと認めまして、承認第6号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、承認第7号から承認第10号については、いずれも令和7年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認についてで、取手市一般会計補正予算についての報告となりますので、4件を一括して議題といたします。

承認第7号から10号までについて順次説明を求めます。斉藤教育次長兼総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

それでは、承認第7号から承認第10号まで一括して御説明をさせていただきます。こちら承認第6号についてと同様に、市長から教育委員会の意見を求められましたので異議がない旨を回答したことを報告し、承認を求めるものです。

承認第7号については、予算内容については、食材の価格が高騰する中、市立小中学校における給食費への価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐために、食材費高騰の相当額を措置するものでございます。補正予算書3ページ、繰越明許費を御覧いただければと思います。こちらに詳細のほうが書かれております。小学校費の給食費負担軽減事業で4,835万7,000円。中学校分で2,502万9,000円、給食センター分で4,005万6,000円という金額を計上してございます。説明は以上となります。

失礼しました。承認8号ですね。続きまして承認第8号でございます。こちらは補正予算書10ページをお開きください。まず歳入のほうでございます。一番下の教育費寄附金25万円増につきましては、戸頭中学校の吹奏楽部に充ててほしいとの趣旨で15万円の寄附、放課後子どもクラブの運営に充ててほしいという趣旨で10万円の寄附をそれぞれ受けました。

次に歳出の説明になります。補正予算書23ページをお開きください。学校施設整備基金積立金26万3,000円の増については基金利子の確定による積立金の増となります。その下、奨学生貸付金でございます。132万円の減につきましては、今年度、奨学金の新規貸付けがなかったことから新規貸付け分を全て減額しまして、基金に積み立てるものでございます。その下、基金積立金165万6,000円の増につきましては、ただいま説明しました132万円の減と11ページにあります奨学金貸付金元利収入、こちらが33万6,000円増を合わせた金額を奨学基金に積み増しし、来年度以降の奨学金の貸付けに充てるというものでございます。続きましてその下、指導主事派遣負担金、23ページのその下になります。173万4,000円の増につきましては、茨城県議会において給与改定により給与費等の負担金について当初見込んでい

た予算額が不足するため補正するというものです。

次に、24 ページ、小学校管理に要する経費 4,000 万円の増となります。令和 7 年度に計画しておりました遊具更新工事が国の令和 6 年度補正予算の対象となったことから、工事請負費 4,000 万円を新たに計上するというものでございます。その下、小学校建設事業に要する経費 8 億 7,140 万円の増についてでございます。令和 7 年度に計画しております白山小学校長寿命化改良工事第 4 期については、工事請負費 7 億 3,600 万円及び管理委託料 2,540 万円を合算しました 7 億 6,140 万円を計上してございます。白山小学校におきましては、第 4 期工事として給食室の長寿命化改良工事、校舎体育館、給食室を一体化するための増築工事を行います。次に、令和 7 年度計画してございます高井小学校の校庭整備工事でございます。こちらも国の令和 6 年度予算の対象となっていたため、工事請負費 1 億 1,000 万円を新たに計上してございます。ゆめみ野地区の人口増加による児童数の増加に伴い、適切な屋外環境を整備するための校庭整備を行います。

次に、25 ページになります。中学校建設事業に要する経費 4 億 6,630 万円の増についてでございます。こちらは、永山中学校改修工事が 6 年度予算の対象となっているために、工事請負費 4 億 5,000 万円及び監理業務委託料 1,630 万円を新たに計上します。25 ページその下、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費で、グリーンスポーツセンターの指定管理料につきましては、光熱水費の高騰に対する不足額と、公共下水道工事の完了に伴い新たに下水道使用料が発生したため、指定管理者の事業継続を図る目的で 1,719 万円を計上してございます。

続きまして、教育委員会関連の繰越明許費補正でございます。補正予算書 5 ページお開きください。教育総務費、戸頭小学校損害賠償金 23 万 6,000 円につきましては、昨年 4 月に取手市立戸頭小学校で発覚いたしました学校徴収金の未返金事案にかかる市からの損害賠償に要する経費でございます。年度内に賠償が完了する見込みが立たないことから、損害賠償金及び事務経費の一部を翌年度に繰り越すというものでございます。

続きまして承認第 9 号でございます。9 号につきましては、令和 6 年度の永山公民館コンデンサー取替事業に必要な物品を年度内に調達できないということから、令和 7 年度に繰越しして執行する必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。事業費は 61 万 6,000 円になります。

続いて、承認第 10 号でございます。こちらは小学校建設事業に要する経費 1 億 5,400 万円の増についてです。白山小学校長寿命化改良工事第 4 期について、先ほど御説明したとおり、6 年度国庫負担金の予算年度が 6 年度と令和 7 年度に分かれていることにより、事業費の一部を令和 7 年度分として、工事請負費 1 億 5,400 万円を新たに計上するものでございます。

承認第 7 号から承認第 10 号についての説明は、以上となります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。それでは御質疑、御意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

はい。それではこの後、承認第7号から承認第10号を順次採決いたします。

まず7号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第10号）の承認事項ですけれども、こちら報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認め、承認第7号は報告のとおり承認することと決定いたしました。

続きまして承認第8号ですね。承認8号は補正予算ですね。補正予算関係につきまして、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認めます。よって、承認第8号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続けて承認第9号になります。コンデンサーでしたね。公民館のコンデンサー、部品が入らないという状況のものです。こちらにつきまして報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認め、承認第9号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

最後は承認第10号です。小中学校の建設に関する部分です。こちらについて、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認めまして、承認第10号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして報告6、令和6年度第3回取手市部活動地域移行推進協議会報告についてを議題といたします。

大隅スポーツ振興課長、報告をお願いします。

○スポーツ振興課長（大隅正勝）

スポーツ振興課、大隅です。報告6、令和6年度第3回取手市部活動地域移行推進協議会について、御報告させていただきます。参考資料4ページを御覧ください。下段に会議次第が記載されておりますので、御確認いただきたいと思います。会議の内容としましては、三つの報告事項と令和7年度の取組案について御説明をさせていただきます。それぞれ説明に対して質疑や御意見をいただきました。

それでは、資料の内容について御説明をさせていただきます。少し飛びますが、資料の8ページ上段を御覧ください。令和7年度のモデル事業の予定についてでございます。令和7年度のモデル事業の予定について御説明をさせていただきます。令和6年度には、5種目7クラブで事業を実施いたしましたが、令和7年度には8種目、19部活動を対象に、新規5クラブを含む12クラブでの活動を予定しております。

次に、文化部への取組についてですが、令和7年度には取手第二中学校と藤代南中学校の吹奏楽部が新たにモデル事業に加わる予定です。藤代南中学校では、

現在同校で外部指導員を務めていらっしゃる方を地域部活動指導員に委嘱する予定でございます。部活動顧問以外の方が地域部活動指導員となる初めてのケースとなります。それから、吹奏楽部の地域活動につきましては、今後、取手交響楽団や取手松陽高校と指導者の派遣などについて協議を進めてまいります。また、吹奏楽部以外の文化部につきましては、これまでも原則として休日の活動を実施していないことから、地域クラブへの移行は行わず、公民館を初め市内で実施しております文化活動の情報を提供し、休日の地域活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料の9ページ上段を御覧いただきたいと思います。地域クラブの運営団体及び実施主体に関する取組についてですが、地域クラブの運営を担う任意団体を令和7年度中に設立いたしまして、令和8年度から本格的に地域クラブの運営母体として指導させていく予定でございます。また、参加者の受益者負担につきましては、令和8年度から年会費と月会費に分けて会費を徴収していく予定でございます。年会費は運営団体の人件費や事務費などに、それから月会費につきましては指導者への謝礼などに充てる予定でございます。それぞれの徴収額などにつきましては、近隣市町村や先進地及び国の予算の動向を確認しながら、また、小中学生の保護者の皆様の御意見も参考にして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、資料の10ページ上段を御覧いただきたいと思います。最後になりますけども、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間取りまとめの内容と、それから今後の国の動向についてというところでございますが、国の改革の方向性としましては、まず休日については令和8年度から令和13年度までの新たな改革期間内に、原則として全ての部活動を地域移行することを目指すとしております。平日につきましては、各自治体において、令和10年度までに部活動の在り方や課題への対応策などを検証し、その結果を踏まえて、取り込む方向性をまとめ、さらなる改革を推進するとしております。こうした国の動向を踏まえ、市の教育委員会としましては、令和10年度までの休日の地域クラブ活動の検証を行い、その結果をもとに、平日の部活動改革についての取り組む方向性を検討していきたいと考えております。

以上が本件に関する報告となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。

質疑、御意見等ありましたらお願いします。

懸案でありました文化部についても、何とか一つ方向性が出てきたというところで、喜ばしいことかと思えます。

それではよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、これにて報告6の議事を終わりにいたします。

続きまして報告7から報告9は、いずれも寄附の受け入れについての報告ですので、3件を一括して議題といたします。

順次報告を求めます。まず報告7について、直井教育次長兼学務課長。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

それでは、学務課から報告 7、寄附の受け入れについて、御報告させていただきます。令和 7 年度の新入学児童に対しての寄附の状況でございますが、別紙一覧表のとおり、こちら交通安全帽子、そして「かけこみ 110 番」クリアファイル、黄色いワッペン、ランドセルカバー、「いかのおすし」下敷き、防犯ブザー、以上 6 点の寄附をいただいております。今回ご寄附をいただいたものは、各学校を通じて新入学児童に配付いたします。なお、令和 7 年度の新入学予定児童は、3 月 1 日現在の集計で 709 名となっております。この件につきましての報告は以上です。

○教育長（石塚康英）

では、報告 8 について、長塚子ども青少年課長お願いします。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

それでは、報告 8 について、報告いたします。次ページ御覧ください。寄附者につきましては、本人希望により氏名非公表となりますが、放課後子どもクラブの運営に役立ててほしいと寄附金 10 万円の申出がありました。令和 6 年 12 月 24 日に寄附金 10 万円を受領いたしました。寄附金の使い道につきましては、課内で検討した結果、各放課後子どもクラブ室の中で使う、児童が使用する座卓購入費の一部に充当いたしました。なお、寄附者は、感謝状の贈呈は辞退されております。座卓の購入につきましては既に寄附者に報告済みということでございます。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。続きまして報告 9 について、飯山文化芸術課長お願いします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

報告 9、寄附の受け入れについて御報告いたします。資料 1 ページを御覧ください。寄附者は星野千晶様、田中路人先生の御息女であります。2、寄附の内訳、3 ページを御覧ください。田中路人作日本画「新雪の朝」、F50 号、約縦 91 センチ、横 117 センチ、額装つきです。1987 年に製作されたものです。2 点目が 4 ページ、「夕映」、P50 号、約縦 116 センチ、横 80 センチ、1990 年に制作されたものです。5 ページ、「夕焼け」屏風、170 センチ×176 センチ、2002 年に制作されたものです。3 点となります。

1 ページに戻ります。寄附の経緯といたしましては、田中路人先生は 1965 年に旧取手町（現取手市）に移住し、1967 年に創作画人協会を創立するなど、2002 年に亡くなるまで活躍されていた郷土作家です。また、生前から美術館のほか、学校、病院、役場などに多くの方に作品を見ていただこうと寄附をなされていまして。市では、令和 3 年度から郷土の作家を部門ごとに取上げて、展覧会を企画しております。令和 6 年度は、日本画をテーマとした取手郷土作家日本画部門展を開催いたしました。この部門展において、寺田弘弼生誕 111 年と、田中路人生誕 100 年を記念した両作家の大作が並び、鑑賞者から好評を得ました。その際に、田中路人の御息女である御寄附者が、取手市が芸術文化政策を継続していくために、田中路人の作品を今後も取手市の皆様に見ていただきたいというお申し出がございまして、取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱の寄附の条件に合致することから、今回、お受けさせていただくものです。

受領日といたしましては、令和 7 年 2 月 18 日。その他、「夕映」は特に家族の御家族の思い出があることから、多くの方に見ていただける場所に展示していただき

たいとの御意向がございました。なお、表彰等は御辞退されております。以上、御報告となります。

○教育長（石塚康英）

3件についての報告が終わりました。

質疑、御意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

黄色い帽子、子どもたち入学するのが楽しみですけど、去年からジェンダーフリーの考え方による帽子になっているわけですね。かわいい帽子です。

それでは、以上で報告7から報告9までの議事を終わります。

続きまして報告10、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

報告を求めます。唐口教育総合支援センター課長補佐。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口 薫）

いじめ防止策の取組状況に関して報告いたします。今回の報告は、2月10日に行われました第2回取手市いじめ問題専門委員会の報告となります。今回の委員会においては、議事1として、いじめ認知の現状について、議事2として、いじめ事案、重大事態発生時の対応フロー図についてを議題とし、事務局からの説明、その後、質疑応答及び委員による審議を行いました。いじめと認知した事案につきましては、その後の対応について、学校いじめ対策組織で指導方針を検討し、役割分担に基づいて確実に解消につながる取組が大切となります。また、基本方針に基づき、組織的に解消の判断を行い、解消とした場合においても再びいじめが起きないかを注意深く観察を続ける姿勢が求められている中、確実な記録として残していくことも大切なこととなります。その点を踏まえ、資料1につきましては、これまでのシートから、いじめ解消に関わる欄、資料2につきましては、解消までの対応、解消後の経過について記載する欄を設け、適切な解消手続となるように考えました。委員からは、いじめを認知した後の統一的な流れを定める検討、またタブレット端末を活用したアンケートの実施につきまして、御意見をいただきましたので、今後、検討を進めてまいります。

また、資料3から8のフロー図に関しましては、取手市いじめ防止基本方針にも関わる部分のものでもあり、いじめ問題専門委員会の委員による意見等を参考にし、市におけるいじめ防止基本方針や、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、さらに学校現場の教員にとって、いじめ事案があった際にどのような流れで、どのような対応をすればよいのかが明確なものとなるよう、慎重な検討を行いながら修正に当たっていきたいと考えております。

委員の皆さんからは、資料にあるような点について質問や意見がありました。特に6ページ、資料6のフロー図、学校いじめ対策組織と生徒指導部会と教育相談部会の関係については、いじめが起きた際に、三つの組織がどのように連携をしているのか、また、いじめの問題が三つの組織の狭間に落ちて、早期の対応や適切な対応の支障にならないように気をつけなければならないという御指摘がありました。また、教育総合支援センターの学校連携支援員やスクールカウンセラー・スーパーバイザー、スクールカウンセラーなど外部の専門家が参加している教育相談部会が

ありますが、教育相談部会における話し合いが不登校児童生徒の支援の方向性ということが中心になってしまい、不登校児童生徒の背景にいじめがあったのではないかという視点が足りないのではないかという御指摘もいただきました。

いじめの問題につきましては、三つの組織があるということは強みでもあります。委員から御指摘いただきましたように、三つの組織があることによる狭間となる部分ができてしまっているのではないかという視点もございます。それぞれの組織が機能を果たし、いじめ問題に対して、早期の対応や適切な対応につなげられる体制づくりについて、さらに検討して進めてまいります。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。

質疑、御意見がありましたらお願いします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。いじめ問題専門委員会で、今回載せられているフロー図を再確認したり、改善したりして進めてらっしゃるということですね。よく分かりました。3ページにある学校で行うことと、教育総合支援センターで行うことも整理されていると思うんですけど、今、その学校とセンターとの連携で、特に大きいなと思っていられる課題があったら、さっきの学内の組織の課題はよく分かったんですけど、学校とセンターとの連携、丁寧に連携されているということとは理解しているんですけど、どんなふうに工夫されているかをお願いします。

○教育長（石塚康英）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

お答えさせていただきます。まず、課題ということで申し上げますと、非常にセンターのほうで丁寧に支援しながら関わっているところではあるのですが、やはりまず学校での初期対応、その対応の質を上げていくということが、やはり課題であると感じております。ややもすると、センターがすごく一生懸命やっているので、変な言い方、センターに任せてみたいなところも生じないわけではないので、やはりまずは学校の対応、いじめ発見から対応、当然、保護者も含めてというところで、その言葉あれですけど、技術の部分や質を上げていくということが、やっぱり大きな課題なのかなというふうに捉えているところです。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。もう一つ、先ほどの6ページの生徒指導部会、教育相談部会、それからいじめの委員会という三つの組織の連携ってとても大事だと思うんですけど、今回の取手市の三つの取組で、教育相談の強化ということで教育相談部会というのが正式に置かれて、今まで発展してきているわけですけど、今後の進め方として生徒指導部会と教育相談部会の位置づけというか、学校によってはもう生徒指導部会と教育相談部会を一緒にやるとか、あるいは生徒指導部会という大きいところに、下部組織として教育相談部会と特別支援・校内委員会の部門を置くとか、いろいろな考え方があるんですけど、今は教育相談というのを走らせて充実させている途中なのでこれからの課題ですけど、現時点では、今後この委員会との関連とか、例えば生徒指導部会と教育相談部会の連携ということでは、教育相談のほうの中心となる人が生徒指導部会も出ているとか、そういうことがあると思うんで

すけど、その辺の課題と工夫について一言教えていただければと思います。

○教育長（石塚康英）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

お答えさせていただきます。実際に学校の中では、生徒指導部会と教育相談部会と、それから特別支援教育部会というような形で、どこの学校でも三つ組織されています。実際の学校の中では、このケースはどこでやるのというのは、これは何度出てきているところですので、そういったところでの情報共有であったり、今、石隈先生おっしゃっていただいたように、教育相談主任が生徒指導部会に出るとか、そういったところは工夫をしながら学校の中で進めているところです。ただし、市としましても今後そういったところの学校の課題を引き上げながら、やはり本市としては教育相談部会というのは独立した形で、生徒指導部会とは別に独立した形でやっていきたいというのが再発防止策というところも含めて進めてきているところですので、その形は保ちつつも、やはり教職員のいろいろな働き方の部分であったりとか、そういったところも考慮しながらスムーズな形での実施、また当然対応ができるようにしていきたいと考えているところです。

○教育委員（石隈利紀）

わかりました。

○教育長（石塚康英）

年がたつにつれて教職員も入れかわっていきますので、例えば教育相談部会の在り方とか設置された意味というものを、きちんと毎年毎年理解させる必要があると思っています、4月になってからの校長会・教頭会の場でも、センターのほうからその説明を時間をかけて設けたいということで連絡を受けているところです。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。資料3のところで、学校いじめ対策組織というのがあるんですけど、その中にPTAとの連携というのが入ってしまっていて、これはPTAとはどのような連携を指すことなんでしょうか、教えていただければと思います。

○教育長（石塚康英）

資料3ですね。丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

お答えさせていただきます。まず、PTAというところかというと、当該保護者、被害であったり加害であったりというところの保護者とのかかわりというのは、当然やっていくんですが、そんな中でPTA本部組織ですね、そこの方とのできる範囲での支援というか、例えば保護者同士の横のつながりでの理解促進とか、それから例えばいじめの対策について、PTAにもこういったことを協力してもらいたいとか、逆にPTAのほうからこういった協力できるよとか、そういった形で、その本部役員が中心になるかと思うんですけども、まずはそういった御相談をさせていただくことが多々あると思いますので、そういった形でここにはPTAとの連携ということを載せさせていただいております。以上です。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

場合によっては、保護者会を開いて説明をしなきゃならないような場面も出てくるわけですね。そういうときに、学校が単独で説明会というだけではなくて、例えば PTA 役員の会長さんの名前なんかも連名で出させてもらったりしながら、保護者に丁寧に説明をしていくということも含まれているのかと思っています。

では、以上で報告 10 の議事を終わりにいたします。

それでは、次に請願第 1 号、不登校児童生徒支援のためのメタバース活用に関する請願を議題といたします。

説明を求めます斉藤教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

それでは、請願第 1 号について御説明をさせていただきます。令和 7 年 3 月 10 日付けで、山王にお住まいの武捨茂雄さんから、不登校児童支援のためのメタバース活用に関する請願が提出され、受理しました。本請願につきまして、教育委員会請願処理規則第 3 条第 1 項の規定により、請願処理表を添付して委員会に報告し、同規則第 4 条の規定により採決を求めるものでございます。

かがみをめくっていただきまして、請願処理表をお開きください。請願趣旨は、添付の請願書本文にあるとおりなんですけども、主な内容としましては、四つございます。一つ目、不登校児童への支援について、従来の支援策では対応が難しいケースも増加しており、不登校児童一人一人の状況に合わせた柔軟な支援が求められています。二つ目です。メタバース空間を活用したオンライン授業と個別支援を組合せた包括的な不登校支援プログラムを提案します。三つ目です。その期待される効果としまして、学習機会の確保、社会性の育成、個別最適化された支援、学校復帰への支援などを挙げてございます。まとめとしましては、GIGA スクール構想で導入されたタブレット端末を最大限に活用して、不登校児童一人一人に寄り添った支援を実現し、不登校児童が安心して学び、成長できる環境を創出します。こういった内容となっております。

請願事項としましては、2 点ほど挙げております。1 点目でございます。不登校児童支援に ICT 環境を利用したリアルタイムなオンライン授業を可能にしていきたい。二つ目です。不登校児童、保護者、教員が気軽にコミュニケーションをとれる環境構築を推進していきたい。以上の 2 点となっております。

説明は以上となります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

それでは説明が終わりました。

事務局に対する質疑、請願に対する御意見等がございましたらお願いします。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

現時点での市の取組といいますか、そのあたりちょっと御説明いただければ助かります。請願事項 2 件あるんですけども、その辺の取組について、ちょっと御説明いただければありがたいなと思います。

○教育長（石塚康英）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

現在の取組ということですが、不登校のお子さんが、例えばオンラインでパソコンでつないで、学校の授業をそのままライブで発信したもので授業を受ける、また

児童生徒によっては双方向のやりとりを行う、そういったことも可能で行っている学校も当然あります。そういった形では、支援は可能だと考えております。以上です。

○教育委員（戸部明彦）

先ほど「COCOLO プラン」というのが出たかと思います。文科省から出ているプランなんですが、そこに書かれているのが「誰一人取り残されない、学びの保障に向けた不登校対策」ということが出ています。その中で主な取組として、例えば本市でいえば教育総合支援センターの役割であるとか、既に取り組んでいるところかと思えますけれども、あるいは各学校における不登校の児童生徒の受け入れ教室の確保とか、既に実施されているという状況もあるかと思えます。その中で、ちょっと私が気になったのが、教育センターの機能強化というところで、やはりオンラインというか、その辺の活用で実際運営されているということなんですけれども、ここにある請願事項につきましては、先ほど現在の取組状況について説明いただいたところではあるんですけれども、この請願事項というのは私、現場にいた教員としてはなるほどなと思われる点があります。できるだけ、いろいろな支援をしていきたいなと思っておりますので、請願事項については私、非常に理解できるなという部分もあって、非常にどのようにしたらいいのかなということで、他の委員さんの意見もお聞きできればありがたいなと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。そのほかございますか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。すごい時代になっているなというのが一つ。取り残さないということは、素晴らしいことなんだなと思うんですけど、4の導入における課題と解決策で、国の補助金、すごくお金がかかるものだと思うんです。それで、こういったものに対して、この書いてある国の補助金というのは今現在あるのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

事務局お願いします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

教育総務課、蛭原です。補助金があるのかというところなんですけれども、参考までに他自治体の事例を申し上げます。埼玉県で、来年度からメタバースを活用した不登校児童生徒の支援ということで、メタバースプラットフォーム構築業務を委託するそうです。金額にして3,300万円ほどかかるようなんですけど、こちらすべて一般財源で対応されるということですので、現状ではなかなか厳しいのではないかとこのところでは。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。やはり予算、お金というのが問題だなというのが予算書見ても分かりました。

○教育長（石塚康英）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。実際に提案内容は、メタバース空間の活用、オ

ンライン授業の実施、教員・保護者との連携、2 番のオンライン授業の実施、それから教員・保護者との連携は、コロナもあり、ある程度進んでいるところもあるという、先ほどの課長からのお答で、今回新しいところとしてのメタバースということなんですけども、最後の請願事項二つまとめられているところには、具体的なメタバースというのが出ていなくて、一般的な方向の推進ということなんですけど、この教育委員会としてはどう回答するのかなと、どれもすごくいい提案で、これから検討していくということなんですけど、請願はその方向性というのか約束というのか、どの程度お答えしたらいいのかなというのは迷うところですよ。

方向性はそのとおりだと思いますし、特に提案内容の2の2は、先ほど課長からもありましたように、いろいろ工夫していらっしゃるということで、茨城県はコロナのときに主要教科の授業を動画でつくって流しているという、私はとてもすばらしいなと思って、私の関係者には SNS も含めて、茨城こんなことやっているよというのを拡散しているんですけど、ということも含めて、より趣旨は理解して方向を進めるということが言えると思うんですけども、メタバースと事業費がかかるものについては、まだ検討しながらというところが現状なのかなというのが私の意見です。

○教育長（石塚康英）

メタバースについて何かありますか。丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

メタバースに関するところで、先ほど埼玉県が来年度からというようなところがありましたけれども、実際に導入しているところという政令指定都市であったりとか、県とかというところで、民間企業との連携を進めているというところで、先ほどからかなりの予算もかかってくる。それから、まだ研究段階であるというところというふうに、国のほうもとらえているようなところがありますので、そういったところをまず調査していくことが必要なのかなというふうには考えているところです。以上です。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

先ほど教育委員さんのほうからお話あったように、やはりこの請願事項といえますか、それについては非常に十分我々も理解できる場所であるし、ただ現状を考えたときに、先ほどの予算であるとか、人の面であるとか、環境面等で、まだまだ整えなくちゃいけないという部分もある。その辺がちょっと難しいところかなと思うので、趣旨については十分我々は理解できていますので、この辺、趣旨採択というかその辺あたりでできればいいのかなと思いますけども、ほかの委員さんどうでしょうか。

○教育長（石塚康英）

そうしましたら一度、質疑、御意見のほうは終了しまして、採決についてお諮りをしたいと思います。

今、戸部委員のほうから趣旨採択を求める御意見がありました。請願第1号につきましては、趣旨採択についての採決をまず行いたいと思います。趣旨採択でやるかということの採決を行いたいと思うんです。これについては御異議ありません

か。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、御異議なしといただきましたので、請願第1号につきましては、趣旨採択についての採決を先に行います。なお、趣旨採択とすることが否決された場合には、通常の採択か不採択についての採決を行います。

それでは、まず請願第1号の趣旨採択について採決します。

請願の採決については、取手市教育委員会会議規則第10条第2項の規定により、御起立によって採決することになります。

それでは、請願第1号の趣旨採択について、賛成の委員の起立を求めます。

〔猪瀬委員、石隈委員及び戸部委員が起立〕

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。それでは起立全員です。よって請願第1号は、趣旨採択とすることに決しました。どうもありがとうございました。

それでは、次にその他に移ります。事務局説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

それでは、事務局から2点御報告を申し上げます。

まず1点目、令和7年第1回取手市議会定例会についてになります。PDF資料で、取手市議会第1回定例会の資料をお配りしております。2月27日から3月19日までの会期で市議会定例会が行われました。そちらの会期日程表、議決結果の一覧表、一般質問通告の一覧表をお配りしておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

続いて2点目になります。4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。お手元に、4月の行事予定表がお配りされているかと思います。4月の教育委員会定例会、4月22日午前中を予定させていただいております。また、近くなりましたら文書で通知を差し上げますので、そちらで御確認いただきたいと思います。

また、こちらの項目にはないんですけれども、閉会した後、戸頭小における学校徴収金返還遅れの対応状況、それから藤代南中学校のパソコン紛失事案の報告をしますので、よろしくお願いします。

事務局からの報告は以上になります。

○教育長（石塚康英）

ただいまの事務局説明について、何か御質疑ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは長時間ありがとうございました。

以上で今定例会に付議されました事案の審議は全て終了しました。

これにて、令和7年第3回教育委員会定例会を閉会します。

午前11時46分閉会

取手市教育委員会会議規則第 12 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 4 月 日

教育長 _____

教育委員 _____

教育委員 _____

教育委員 _____

教育委員 _____